第５回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告

■新株予約権等に関する事項

■業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議概要及びその運用状況の概要

連結計算書類

■連結持分変動計算書

■連結注記表

計算書類

■株主資本等変動計算書

■個別注記表

アルヒ株式会社

当社は、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ホームページ（https://www.aruhi-group.co.jp/ir/stockinfo/shareholders）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

事業報告

1．新株予約権等に関する事項

（1）当連結会計年度の末日において当社役員及び従業員が保有しているストックオプションとしての新株予約権の状況

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数（注1）	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（注2）	行使期間
第1回新株予約権	2015/7/22	1,644	普通株式 164,400株	1,100円	500円	2018年3月31日～2025年3月31日
第2回新株予約権	2015/7/22	1,986	普通株式 198,600株	無償	500円	2018年3月31日～2025年3月31日
第3回新株予約権	2016/8/31	2,510	普通株式 251,000株	1,010円	500円	2019年3月31日～2026年3月31日
第4回新株予約権	2016/7/29	1,542	普通株式 154,200株	無償	500円	2019年3月31日～2026年3月31日
第5回新株予約権	2017/6/29	4,393	普通株式 439,300株	1,500円	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第6回新株予約権	2017/6/29	2,607	普通株式 260,700株	無償	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第7回新株予約権	2017/8/31	50	普通株式 5,000株	無償	750円	2020年3月31日～2027年3月31日
第8回新株予約権	2018/8/31	2,640	普通株式 264,000株	10,000円	2,274円	2020年8月11日～2028年3月31日
第9回新株予約権	2018/8/31	840	普通株式 84,000株	無償	2,274円	2020年7月1日～2028年3月31日

注1.2017年10月13日付で行われた1：100の株式分割によって、割当株式数が調整されたため、発行時点での割当株式数から変更が生じているものです。

2.2017年10月13日付で行われた1：100の株式分割によって、行使価額が調整されたため、発行時点での行使価額から変更が生じているものです。

3.新株予約権の行使条件は以下のとおりとなります。

Ⅰ．新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式1株とする。

但し、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

Ⅱ．行使価額の調整

本新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の行使に係る行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割・併合の比率

さらに、上記の他、本新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

Ⅲ．新株予約権の行使条件

(1)新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

(2)新株予約権者は、割当日から２年間を経過する日までの期間において、次に掲げる各事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、新株予約権者に発行された新株予約権の全部について権利行使できないものとする。

①１株当たりの金額が行使価額を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

②１株当たりの金額が行使価額を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

③新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、１年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式の評価額が行使価額を下回ったとき。

④新株予約権の目的となる当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

Ⅳ．新株予約権の譲渡制限等

①新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。

②新株予約権の質入等の処分は認めない。

Ⅴ．合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転を行うとき、当社が消滅会社となる合併を行うとき、又は会社分割を行い分割先の会社に新株予約権を移転させるとき（以下「組織再編行為」と総称する。）は、かかる新株予約権は消滅し、当社は、当該株式交換若しくは株式移転により完全親会社となる会社、合併後の存続会社、又は会社分割による分割先の会社（以下、これらを「再編後新会社」と総称する。）から新たな新株予約権を新株予約権者に交付させるものとする。但し、当該株式交換に係る株式交換契約書、当該株式移転に係る株式移転計画、当該合併に係る合併契約書、又は当該会社分割に係る分割計画において以下の内容の定めがなされた場合に限る。

①交付する新株予約権の数

組織再編行為の効力発生時点において新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類及び数

再編後新会社の普通株式とする。株式の数については、上記（注）１．に規定された株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）を株式交換、株式移転、合併又は会社分割の比率（以下「割当比率」という。）に応じて調整するものとし、調整により１株未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てる。

③新株予約権の行使に際して出資される金額

出資金額は、次の算式により計算決定し、計算による１円未満の端数は切り上げる。

組織再編行為後出資金額＝組織再編行為前出資金額×１/割当比率

④新株予約権行使期間

行使期間は、上記に定める期間の開始日又は組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日より、上記に定める期間の満了日までとする。
⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金は上記に定めるところと同様とする。
⑥新株予約権の行使条件
新株予約権の行使条件は上記の定めに準じて定める。
⑦新株予約権の取得事由及び条件
・当社は、新株予約権者が当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）において、(ⅰ)会社都合による退職をした場合、(ⅱ)定年により取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、(ⅲ)当社グループの就業規則に基づき懲戒処分（懲戒解雇を除く。）を受けた場合、(ⅳ)新株予約権者の当社グループにおける役職が割当日現在より下位となった場合、(ⅴ)新株予約権者について破産、民事再生若しくはその他の倒産手続が開始された場合又は(ⅵ)新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全部又は一部を、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
・当社は、新株予約権者が当社グループにおいて、(ⅰ)懲戒解雇された場合、(ⅱ)取締役又は執行役員の地位を解任された場合で当社グループの使用人でなくなった場合又は(ⅲ)自己都合により当社グループの取締役又は使用人の地位を退任又は退職をした場合は、当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
・上記のほか、当社は当該新株予約権者に発行された新株予約権の全てを、当社の取締役会が別途定める日の到来をもって、無償で取得することができる。
⑧新株予約権の譲渡制限等
新株予約権を譲渡により取得するときは、再編後新会社の承認を要する。また、新株予約権の質入等の処分は認めない。
⑨その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（２）上記のうち当社取締役及び監査役の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

	社内取締役	
回次	個数	保有者数
第１回新株予約権	1,464	2
第２回新株予約権	336	2
第３回新株予約権	1,500	2
第４回新株予約権	0	0
第５回新株予約権	2,250	2
第６回新株予約権	0	0
第７回新株予約権	50	1
第８回新株予約権	1,900	3
第９回新株予約権	0	0

注.当社は、社外取締役及び監査役に上記新株予約権を付与していません。

（３）上記のうち当社従業員の保有する未行使の新株予約権の回次別合計

	従業員	
回次	個数	保有者数
第１回新株予約権	180	4
第２回新株予約権	1,650	51
第３回新株予約権	1,010	10
第４回新株予約権	1,542	65
第５回新株予約権	2,143	14
第６回新株予約権	2,607	95
第７回新株予約権	0	0
第８回新株予約権	740	6
第９回新株予約権	840	41

（４）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に交付した新株予約権は、上記（１）に記載の第８回新株予約権、第９回新株予約権になります。

付与対象者は当社役員３名、従業員48名であり、交付個数は役員1,900個、従業員1,600個であります。

（５）その他新株予約権に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2．業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議概要及びその運用状況の概要

2016年４月27日に決議した以下の内部統制システムに係る体制（2016年５月１日一部改訂施行）を維持・徹底してまいります。

１）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ａ．当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」といいます。）に記載又は記録して保存し、管理するものとします。

ｂ．文書等は、取締役又は監査役が常時閲覧できるものとします。

２）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、取締役会が定めるＥＲＭ基本規程に従い、グループ全体の統合的なリスク管理を行います。

ｂ．当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、ＥＲＭ担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに関する情報が適時且つ適切にＥＲＭ担当役員及び必要な役職員に共有される体制を整備し、当該リスクに対処するものとします。

３）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、取締役会の決議により取締役の管掌体制を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、業務執行の責任体制を明確にするものとします。

ｂ．当社は、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備するものとします。

ｃ．当社は、原則として毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、各部門において生じる問題の解決を適時且つ適切に行うとともに、問題解決から得られるノウハウを取締役に周知徹底します。これにより、その担当職務の執行の効率化を図り、全社的な業務の効率化を図るものとします。

ｄ．当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を可能とすることにより、業務執行機能の効率性を確保するものとします。

４）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社は、法令遵守及び倫理的行動が、当社の経営理念・ビジョンの実現の前提であることを代表取締役をして全役職員に徹底させるものとします。

ｂ．当社は、取締役会規程に基づき原則として毎月１回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、取締役間の意思疎通を図るとともに、代表取締役の業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとします。

ｃ．当社は、取締役会において、法令及び定款の規定に基づき取締役会の決議が必要な事項並びに業務執行及び経営に係る重要事項を、適時に審議・決定するものとします。

ｄ．当社は、取締役会の決議によりコンプライアンス担当役員を定め、その管轄部門としてコンプライアンス部門を設置し、当社のコンプライアンス上の課題・問題の把握に努めさせるものとします。また、取締役会の決議により内部監査部門を設置し、内部監査部門が必要に応じて外部専門家の協力を得て、取締役及び使用人による職務の執行を監査し、法令・定款違反行為を未然に防止するものとし、内部監査部門は、内部監査の結果について、６ヶ月に一度、代表取締役を通じて取締役会に報告するほか、監査役の求めに応じて報告するものとします。

ｅ．当社は、取締役及び使用人が当社における法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に報告することを可能とするために、内部監査部門又は外部弁護士に直

接通報を行うための体制を整備するものとします。

f. 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、コンプライアンス部門を中心として適宜必要な調査を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした対応をとるものとします。

5）当社並びに関係会社からなる企業集団おける業務の適正を確保するための体制

a．当社は、当社及び関係会社のコンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討及び業務の適正の確保のため、代表取締役、コンプライアンス担当役員及びコンプライアンス部門の部門長等により構成されるコンプライアンス委員会を設置するものとし、少なくとも四半期に一度当該委員会を開催のうえ、当社のコンプライアンス上の課題・問題の改善に向けた審議、検討を行うものとします。

b．当社の取締役は、重大な法令・定款違反行為その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとし、適宜、外部弁護士その他の専門家に対する相談を行うものとします。

c. 当社の関係会社は、当社の関係会社を統括するための規程類を遵守するものとします。

d. 当社の関係会社は、内部統制推進責任者を置くとともに、当方針に準じた適切な内部統制基本方針と体制を整備して、これを運用するものとします。

e. 当社の総務部門は、関係会社の内部統制推進責任者に対して、必要に応じて助言・指導を行うものとし、関係会社は、これら助言・指導を受けて関係会社が必要とする内部統制の水準に適合した内部統制の整備と運用が行われるよう努めるものとします。

f. 当社の関係会社は、内部監査部門を設置し、内部監査規程を遵守して内部監査を適切に実施するものとし、当社の内部監査部門に結果等を適時適切に報告し、監督を受けるよう努めるものとします。

6）当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a．当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人として内部監査部門が指名する者を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重するものとします。

b．監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けないものとします。

7）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

a．取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告するものとします。

ⅰ．会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項

ⅱ．経営に関する重要な事項

ⅲ．内部監査に関連する重要な事項

ⅳ．重大な法令・定款違反

ⅴ．その他取締役が重要と判断する事項

b．取締役及び使用人は、監査役より前項第ⅰ号乃至第ⅴ号の事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒んではならないものとします。

c．当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備するものとします。

ｄ．取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行うものとします。

8）当社の監査役への報告をした者が上記7）に関する報告を行ったことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前条の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取り扱いを受けるようなことがないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底します。関係会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者による報告の場合についても、当社における関係会社管理の体制構築を通じて、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備するものとします。

9）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備するものとします。

10）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査部門及び会計監査人の情報共有を図るものとします。

ｂ．当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催するものとします。

連結計算書類

連結持分変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分					資本合計
	資本金	資本剰余金	自己株式	利益剰余金	合計	
2018年４月１日残高	3,471	10,137	△614	8,349	21,343	21,343
会計方針の変更	－	－	－	855	855	855
修正再表示後の残高	3,471	10,137	△614	9,204	22,198	22,198
当期利益	－	－	－	4,312	4,312	4,312
当期包括利益合計	－	－	－	4,312	4,312	4,312
自己株式の取得	－	△1	△1,331	－	△1,332	△1,332
自己株式の処分	－	△318	476	－	157	157
配当金	－	－	－	△1,575	△1,575	△1,575
新株予約権	－	91	－	－	91	91
所有者との取引額合計	－	△228	△855	△1,575	△2,658	△2,658
2019年３月31日残高	3,471	9,908	△1,469	11,942	23,853	23,853

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　　2社

主要な連結子会社の名称　アルヒマーケティング株式会社、アルヒRPAソリューションズ株式会社

当連結会計年度において、アルヒRPAソリューションズ株式会社を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

3．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4．会計方針に関する事項

⑴　金融資産の評価基準及び評価方法

(a)　認識

金融資産は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」という。）を除き、金融資産の取得に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算しております。FVTPLの金融資産の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(b)　分類及び測定

金融資産は、管理している事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性により、ⅰ）償却原価で測定される金融資産、ⅱ）その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」という。）、ⅲ）FVTPLの金融資産に分類しております。

ⅰ）償却原価で測定される金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローを回収する目的のみで保有する負債性金融資産については、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当初認識後、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

ⅱ）FVTOCIの金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有する負債性金融資産については、FVTOCIの金融資産に分類しております。当連結会計年度において該当ありません。

ⅲ）FVTPLの金融資産

償却原価で測定される金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類されない全ての金融資産はFVTPLの金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、純損益として認識しております。

(c)　認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、売上債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れております。なお、連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(2) リース（借手）

リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんど全てが実質的に移転するリース契約は、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は、公正価値と最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い額で当初認識され、当初認識後は当該資産に適用される会計方針に基づいて処理しております。

(3) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接付随する費用及び資産除去債務の当初見積額が含まれます。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却費

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

有形固定資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	減価償却方法
建物附属設備	10年	定額法
工具器具及び備品	５～８年	定額法
リース資産	２～６年	定額法

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

⑷ のれん及び無形資産

(a) 認識及び測定

子会社の取得の企業結合により生じたのれんは連結財政状態計算書上、のれんに計上しております。当社グループは、移転された対価と取得日時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。

無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当社グループが取得したその他の無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額を控除して測定しております。

(c) 償却

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
ソフトウエア	５年	定額法
リース資産（注１）	５年	定額法
回収サービス資産	28年	（注２）

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

（注１）リース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、ソフトウエアの一部について、セール・アンド・リースバック取引により、リース資産に振替計上し、これについては、従来からの償却方法を継続適用しております。

（注２）回収サービス資産については回収予定期間における回収見込額に応じて償却しております。

⑸ 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、毎期末日に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できないまたはまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産または資金生成単位内の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずはその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

⑹ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積可能である法的債務または推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を使用し、現在価値に割り引いております。

⑺ 従業員給付

当社グループでは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払いについて法的または推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

⑻ 収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第９号に基づく金融収益を除き、IFRS第15号による以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(a)サービシング・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、債権管理回収に係るサービシング・フィー等は、サービシング業務提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該サービシング業務提供時点で収益を認識しております。

IFRS第９号に基づき認識される収益は以下のとおりです。

(b)オリジネーション・フィー売上

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

(c)貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、もはや認識しない部分に配分された帳簿価額とその対価との差額を、譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

(d)受取利息

受取利息は時間の経過によって実効金利法で認識しております。

(e)受取配当金

受取配当金は配当金を受ける権利が確定した時点で認識しております。

⑼ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

５．会計方針の変更に関する事項

当社グループは、当連結会計年度より強制適用となった基準書及び解釈指針を適用しております。その概要は次のとおりであります。

基準書	概要
IFRS第2号　株式に基づく報酬	株式に基づく報酬取引の分類及び測定の改訂
IFRS第9号　金融商品	金融資産及び金融負債の分類及び測定、ヘッジ会計並びに減損に関する改訂
IFRS第15号　顧客との契約から生じる収益	収益認識に関する会計処理の改訂

IFRS第９号「金融商品」

当社グループは当連結会計年度よりIFRS第９号「金融商品」を適用しております。この新しい基準書は従来のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えたものです。当社グループは以下の会計方針を変更しております。当連結会計年度より適用している当社グループの会計方針は、「４．会計方針に関する事項(1)金融資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(a)金融資産の分類及び測定

当社グループは、2018年４月１日より金融資産の分類及び測定を、従来のIAS第39号による分類及び測定から変更しております。なお、これらの分類及び測定の変更に関して過年度の連結財務諸表を修正再表示しないことを認める経過措置を適用しております。

2018年４月１日に当社グループが保有する金融資産をIFRS第９号により分類及び測定した影響は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	IAS第39号		IFRS第９号		影響額
金融資産	分類	期首残高	分類	期首残高	再測定
現金及び現金同等物	貸付金及び債権	10,704	償却原価	10,704	－
売上債権	貸付金及び債権	575	償却原価	575	－
営業貸付金	貸付金及び債権	7,784	償却原価	7,784	－
営業貸付金	貸付金及び債権	114	FVTPL	120	5
営業貸付金	FVTPL	25,650	FVTPL	25,650	－
預け金	貸付金及び債権	5,033	償却原価	5,033	－
未収入金	貸付金及び債権	99	償却原価	99	－
その他の金融資産	貸付金及び債権	613	償却原価	613	－
合計		50,577		50,583	

(b)金融資産の減損

当社グループは、2018年４月１日より金融資産の減損損失の測定手法を、IAS第39号が規定する発生損失モデルからIFRS第９号が規定する予想信用損失モデルに移行いたしました。移行の経過措置に伴い過年度の連結財務諸表の修正は行わず、予想信用損失モデルに基づいて損失評価引当金を測定しております。

なお、この変更による当連結会計年度の利益剰余金期首残高及び連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(c)認識の中止を生じない金融負債の条件変更についての会計処理

金融負債が条件変更または交換されたが当該金融負債の認識の中止が生じない（すなわち大幅でない）場合には条件変更による利得または損失を認識しております。

これにより、過去の累積的影響を当連結会計年度の期首の資本に反映した結果、当該移行により、当連結会計年度の期首の借入債務が1,232百万円、繰延税金資産が377百万円それぞれ減少し、利益剰余金が855百万円増加しております。また当該移行により、当連結会計年度の連結損益計算書においては、支払利息が295百万円増加し、税引前利益が295百万円及び当期利益が204百万円減少し、１株当たり利益に与える影響として、基本的１株当たり当期利益が5.73円、希薄化後１株当たり当期利益が5.57円それぞれ減少しております。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社グループは当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を適用しております。この新しい基準書は従来のIAS第18号「収益」を置き換えたものです。

当社グループは、移行の経過措置に伴い、本基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。当連結会計年度より適用している当社グループの会計方針は、「４．会計方針に関する事項(8)収益の計上基準」に記載しております。

なお、この変更による当連結会計年度の利益剰余金期首残高及び連結財務諸表に与える影響はありません。

上記のほか、上記の基準等の適用が当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

Ⅱ　連結財政状態計算書に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

その他の金融資産	366百万円

⑵　担保に係る債務

預り金	500百万円

2．資産から直接控除した貸倒引当金

営業貸付金	261百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　141百万円

4．コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	24,700百万円
借入実行残高	24,700百万円
借入未実行残高	－百万円

5．極度借入契約

当座借越極度額	12,500百万円
借入実行残高	5,500百万円
借入未実行残高	7,000百万円

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

その他の費用の内訳

株式売出関連費用	124百万円
支払利息	517百万円
その他	1百万円
計	642百万円

Ⅳ　連結持分変動計算書に関する注記

１．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
　普通株式　36,080,600株

２．配当に関する事項

⑴　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年６月27日定時株主総会	普通株式	784	22	2018年３月31日	2018年６月28日
2018年11月13日取締役会	普通株式	790	22	2018年９月30日	2018年12月17日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結計算年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年６月25日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	777	22	2019年３月31日	2019年６月26日

３．当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数
　普通株式　468,700株

Ⅴ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

当社グループは長期的かつ安定的な収益確保の観点から、金融リスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築・運営しております。当社グループは信用リスク、流動性リスク、市場リスク等のリスクにさらされております。

当社グループはこれらのリスクに対処するため、リスク管理担当役員及びリスク管理部門を設置・運用しており、明文化されたリスク管理規程等の定めに基づき、各種リスク管理手続を実施しております。特に、リスク管理の必要性が高い項目については、リスクマネジメント委員会を適宜開催し、組織的なリスクの検証、対応策の検討を行った上で、取締役会にて承認を得る手続を実施しております。

⑴　信用リスク

(a) 信用リスクの概要

当社グループの信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスクの主な管理対象は、当社グループの住宅ローン事業の融資業務により生じる住宅ローン債権であります。住宅ローン事業の主力商品である「フラット３５」については、融資実行と同時に住宅金融支援機構へと債権が譲渡されるため、通常信用リスクは発生いたしません。その他の住宅ローン債権についても、原則として流動化・証券化の手法を用いて信用リスクの分離・軽減が施されており、一部の商品については、住宅金融支援機構による債務保証を受けることで信用補完を行っております。これらの住宅ローン債権は主に低金利かつ担保を付した比較的安全な債権であり、さらに融資対象者を全国の個人顧客とすることでリスク分散が図られております。

(b) 信用リスクに対する最大エクスポージャーの程度

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示される金融資産の帳簿価額であります。

(c) 担保とその他信用補完を評価・管理する政策と手続

当社グループの保有する担保は、主力商品である住宅ローンの物的担保となる抵当権であり、当該抵当権の対象不動産の評価は社内及び証券化契約において設定した審査基準に基づいて行っております。担保提供者は主に住宅ローン債務者及び連帯保証人（以下「債務者等」という。）であり、当該債務者等の属性についても上記審査基準を用いて適切な対象者であることを審査しております。当該抵当権は、一部の債権を除き、原則として第一順位の抵当権が設定されているため、債務者が債務不履行を起こした場合、目的物から優先的に弁済を受け取ることができます。

(d) 信用リスクの集中

1) 国家別信用リスクの集中

当社グループの営業活動が日本国内でのみ行われているため、信用リスクを有している金融資産の国家別信用リスクは、全額日本に対する信用リスクであります。

2) 格付け等級別の信用リスクの集中

当社グループは顧客に対して内部規定に従って信用度及び住宅の担保価値を評価して取引しており、各顧客に対する内部的な格付けを付与しないため、格付け等級別の記載は省略しております。

(e) 信用健全性

当社グループは、住宅を担保として取引をすることによって信用管理をしております。また、格付け評価を通じた信用リスク管理は実施しておりませんが、延滞日数に応じて信用リスクを評価しております。

⑵ 流動性リスク

当社グループは流動性リスク管理の主管部署として財務部を設置し、財務部は当社グループの主力商品である住宅ローン及び当該住宅ローンの前提となるつなぎ融資に必要な融資実行資金を確保するため、金融機関からの銀行借入枠の設定や資金調達を目的とした流動化・証券化のスキームの組成を行っております。財務部は予測したキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローを観察し、適切な時期に銀行借入及び債権流動化を行うことで流動性リスクを管理しております。

流動性リスクの概要

1) 流動性リスクの定義

当社グループの流動性リスクとは、「当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

2) 流動性リスクの発生要因

当社グループの住宅ローン事業では、住宅ローンの融資実行が日々行われるため、日々資金調達が生じる一方、融資実行によって生じた貸付債権を住宅金融支援機構に譲渡した際の譲渡代金の入金日が毎月一定日に定められているため、資金調達日と入金日の相違が流動性リスクの発生要因となります。

3) 日次ベースでの流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、財務部において必要な資金データの収集を行い、３営業日先までの資金需要を予測し、手元流動性の減少が予想される場合には、取引先から借入等を行うことで手元流動性を維持しております。

4) 中長期での流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、中長期事業計画を定期的に検討することで、将来の流動性リスクの分析を行うとともに、定期的にリスクマネジメント委員会を開催しております。

5) 取引金融機関との契約

当社グループは、流動性リスクの軽減を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約、タームローン契約、当座貸越契約並びに債権流動化契約等の流動性を補完するための契約を締結しておりますが、それらの契約には、財務制限条項が付されております。

⑶ 市場リスク

当社グループの市場リスクとは、「金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク」と定義しております。

当社グループの市場リスクの主な管理対象は貸付債権及び劣後受益権でありますが、これらの金融資産のほとんどは流動化・証券化された長期固定金利の住宅ローン債権及びそれに裏付けられた劣後受益権であります。この場合、貸付先である顧客から回収する利息と資金調達先に当たる投資家へ支払う配当は共に固定金利であり、金利のミスマッチによる市場リスクは限定されております。一方で、当社グループが保有する流動化・証券化されていない一部の住宅ローン債権については、市場金利の急激な変動により金融機関からの調達金利が大きく上昇した場合には、損失を被る可能性があります。

2．金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
売上債権	547	547
営業貸付金	41,549	41,977
預け金	6,446	6,613
未収入金	15	15
その他の金融資産	667	802
合計	49,226	49,956
金融負債		
預り金	10,348	10,348
リース債務	1,119	1,109
借入債務	59,798	59,740
その他の金融負債	892	892
合計	72,158	72,090

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（売上債権、未収入金、預り金及びその他の金融負債）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（営業貸付金）

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

（預け金）

将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

（その他の金融資産）

満期または決済までの期間が短期のものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。満期または決済までの期間が長期のものは、将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法、若しくはファンドごと及び一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法等により、公正価値を見積っております。

（リース債務及び借入債務）

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。なお、短期間で決済されるリース債務及び借入債務については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり親会社の所有者に帰属する持分	：	675円23銭
基本的１株当たり当期利益	：	120円60銭

Ⅶ　その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

株主資本等変動計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
2018年４月１日残高	6,000	1,510	6,111	7,621	3,290	3,290	△614	16,298	111	16,409
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,575	△1,575	-	△1,575	-	△1,575
当期純利益	-	-	-	-	3,254	3,254	-	3,254	-	3,254
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,331	△1,331	-	△1,331
自己株式の処分	-	-	△284	△284	-	-	476	191	△34	157
株主資本以外の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	162	162
事業年度中の変動額合計	-	-	△284	△284	1,679	1,679	△855	539	128	668
2019年３月31日残高	6,000	1,510	5,827	7,337	4,969	4,969	△1,469	16,837	239	17,077

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　　10年

器具備品　　５～８年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間20年の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を個別に設定する定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

４．収益の計上基準

住宅金融支援機構の住宅ローン商品の取次ぎに係る手数料等については貸付実行日、即ち、役務の提供完了日に認識しております。

５．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

（従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号　2018年１月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）を2018年４月１日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第８号　2005年12月27日）等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項（３）に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

Ⅲ　表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年２月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第５号 2018年３月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

１．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴　担保に供している資産

差入保証金	370百万円

⑵　担保に係る債務

預り金	500百万円

２．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	143百万円

３．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	7百万円
短期金銭債務	97百万円
長期金銭債務	11百万円

４．コミットメントライン契約

コミットメントライン契約の総額	24,700百万円
借入実行残高	24,700百万円
借入未実行残高	－百万円

５．極度借入契約

当座借越極度額	12,500百万円
借入実行残高	5,500百万円
借入未実行残高	7,000百万円

Ⅴ　損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	3百万円
販売費及び一般管理費	505百万円
営業取引以外の取引高	
受取賃借料	4百万円

Ⅵ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式　754,769株

Ⅶ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	70百万円
未払費用	28百万円
未払賞与	36百万円
貸倒引当金	246百万円
未収収益否認額	369百万円
減損損失	45百万円
資産除去債務	7百万円
その他	9百万円
繰延税金資産小計	815百万円
評価性引当額	－
繰延税金資産合計	815百万円
繰延税金資産の純額	815百万円

Ⅷ　関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	浜田　宏	所有直接1.9%	代表取締役会長兼社長ＣＥＯ兼COO	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使（注）	60	－	－

（注）第１回、第２回新株予約権（ストック・オプション）の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

Ⅸ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　：　476円65銭

１株当たり当期純利益　　：　91円00銭

Ⅹ　重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。